

建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について

平成28年3月

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

1 改正理由

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第6号）による建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の改正に伴い、一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分に係る規定が合理化されたことから、政令の規定との整合を図るため、建築基準法施行条例（昭和36年千葉県条例第39号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正内容

条例第51条第2項に規定する一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分について、政令第137条の14第2号の規定との整合を図るため、政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分とするよう改正する予定です。

具体的には、従来の耐火構造の壁等で区画された部分に加え、火熱等による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものである部分を追加するものです。

その他所要の改正を行います。

3 施行期日

平成28年8月1日から施行する予定です。

《参考》

建築基準法施行条例（現行規定）

（既存建築物に対する制限の緩和）

第五十一条（略）

2 法第三条第二項の規定により第二十五条又は第二十六条第一項の規定の適用を受けない建築物（これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分（建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分）をいう。以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものに限る。以下この項において同じ。）で、法第三条第二項の規定によりこれらの規定の適用を受けないこととなつた日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）の工事に着手し、これらの規定の適用を受けることとなるものについては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、その建築物のうち当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

建築基準法施行令（新旧対照条文）

改正後	改正前
<p>（適用の範囲）</p> <p>第一百七十七条（略）</p> <p>2 <u>次に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p>一 <u>建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分</u></p> <p>二 <u>建築物の二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分</u></p> <p>（独立部分）</p> <p>第一百三十七条の十四 法第八十六条の七第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十五条（第五章第二節（第一百七十七条第二項を除く。）及び第四節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 <u>第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の部分</u></p> <p>三（略）</p>	<p>（適用の範囲）</p> <p>第一百七十七条（略）</p> <p>2 <u>建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合においては、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p>（独立部分）</p> <p>第一百三十七条の十四 法第八十六条の七第二項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める部分は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める部分とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十五条（第五章第二節（第一百七十七条第二項を除く。）及び第四節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 <u>建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分</u></p> <p>三（略）</p>